

役員等報酬規程

社会福祉法人 砥部寿会

(目的)

第1条 この規程は、社会福祉法人砥部寿会の役員及び評議員等の報酬等について定めるものである。

(定義)

第2条 本規程でいう役員とは、理事及び監事をいう。また、本規程でいう評議員等とは、評議員及び評議員選任委員並びに評議員解任委員、苦情対応第三者委員をいう。

(理事会及び評議員会の出席報酬等)

第3条 理事長及び理事が理事会に出席したときは、別表1により報酬を支払うことができる。なお、同日にあわせて法人の業務を行った場合であっても、第4条の報酬はこれを支払わないものとする。

2 理事長及び理事が評議員会に出席したときは、別表1により報酬を支払うことができる。なお、同日にあわせて法人の業務を行った場合であっても、第4条の報酬はこれを支払わないものとする。

3 評議員が評議員会に出席したときは、別表1により報酬を支払うことができる。また、同日にあわせて法人の業務を行った場合であっても、第4条の報酬はこれを支払わないものとする。

(役員及び評議員の勤務報酬等)

第4条 理事長が理事会以外の日において、法人及び施設の運営のための業務にあたった場合は、別表2により報酬を支払うことができる。

2 理事が理事会（出席）以外の日において、理事長の命を受けて法人及び施設の運営のための業務にあたった場合は、別表2により報酬を支払うことができる。

(監事の報酬等)

第5条 監事が理事会及び評議員会に出席したときは、別表1により報酬を支払うことができる。なお、同日にあわせて監事業務を行った場合は、本条次項の報酬はこれを支払わないものとする。

2 監事が理事会及び評議員会（出席）以外の日において、法人及び施設の指導監査への立会及び運営状況の指導または監査及び監事業務等にあたった場合は、別表2により報酬を支払うことができる。

(役員の報酬等)

第6条 理事及び監事に対して支給する報酬は、各年度の総額が800,000円を超えない範囲で、この規程に従って算定した額を支給することができる。

(評議員選任委員及び評議員解任委員の報酬等)

第7条 評議員選任委員及び評議員解任委員が評議員選任・解任委員会に出席したときは、別表1により報酬を支払うことができる。

2 評議員選任委員及び評議員解任委員が評議員選任・解任委員会以外の日に於いて、理事会に出席した場合は、別表2により報酬を支払うことができる。

(苦情対応第三者委員の勤務報酬等)

第8条 苦情対応第三者委員が理事会及び評議員会に出席したときは、別表1により報酬を支払うことができる。なお、同日にあわせて苦情対応第三者委員に係る業務を行った場合は、本条次項の報酬はこれを支払わないものとする。

2 苦情対応第三者委員が理事会及び評議員会(出席)以外の日に於いて、法人及び施設に係る苦情対応の業務にあたった場合は、別表2により報酬を支払うことができる。

(出張旅費)

第9条 役員及び評議員が法人業務のために出張する場合は、旅費等を支給することができる。

2 旅費は、法人旅費規程に準じて支給する。

3 業務遂行に必要な経費は、実費を原則として支給できる。

4 旅費は実情を考慮し、増額することができる。

5 旅費等は原則として、出張終了後支払うこととするが、必要により事前に概算額を支払い、出張終了後精算することができる。

(適用除外)

第10条 施設の職員を兼務する役員は、この規程を適用しない。また、施設の職員を兼務する評議員選任委員及び評議員解任委員は、この規程を適用しない。

(改正)

第11条 本規程の改正は、理事会の議決を経て評議員会の承認を受けて行う。

附則

この規程は、平成 23 年 3 月 1 日より適用する。

附則

この規程は、平成 29 年 4 月 1 日より適用する。但し、社会福祉法の一部を改正する法律の附則第 9 条の規定により、あらかじめ行わなければならない評議員の選任について開催される評議員選任委員並びに評議員解任委員に関する報酬は、この規程の例により行う。

附則

この規程は、平成 30 年 3 月 25 日より適用する。

別表 1 (日額)

名称	報酬
理事会出席報酬	8,000 円
評議員会出席報酬	5,000 円
評議員選任・解任委員会出席報酬	5,000 円
苦情対応第三者委員理事会評議員会出席報酬	5,000 円

別表 2 (日額)

名称	報酬 (半日)
理事長業務報酬	10,000 円 (5,000 円)
理事及び評議員業務報酬	10,000 円 (5,000 円)
監事監査指導報酬・監事業務報酬	10,000 円 (5,000 円)
評議員選任・解任委員業務報酬	5,000 円
苦情対応第三者委員業務報酬	10,000 円 (5,000 円)

